

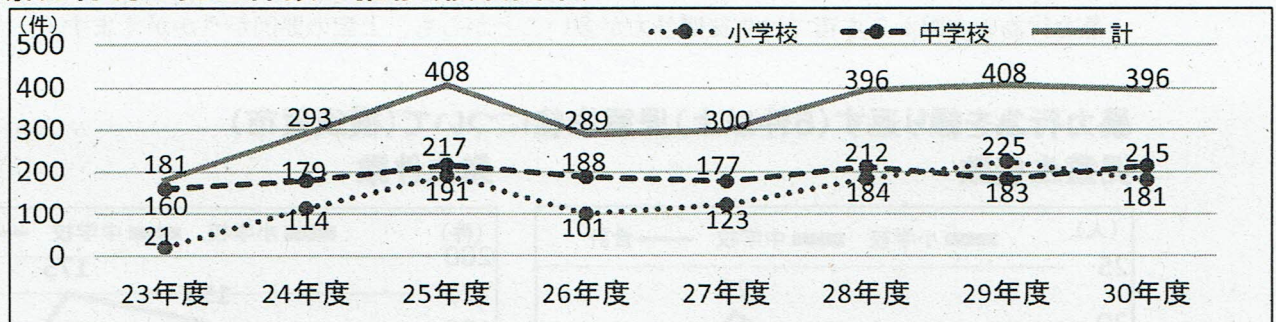
平成 30 年度横須賀市立小中学校における 児童生徒の問題行動等の状況調査の結果について

横須賀市教育委員会学校教育支援教育課

本調査の結果は、文部科学省による「平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び神奈川県が実施した「平成 30 年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」における本市の状況をまとめたものです。

1 暴力行為について

暴力行為の発生件数の推移(横須賀市)



暴力行為 1,000 人あたりの発生件数(横須賀市・神奈川県・全国比較)

年度	横須賀市			神奈川県			全国		
	小学校(件)	中学校(件)	小中計算値(件)	小学校(件)	中学校(件)	小中計算値(件)	小学校(件)	中学校(件)	小中計算値(件)
平成27年度	6.3	17.0	10.0	7.2	17.2	10.4	2.6	10.0	5.1
平成28年度	9.7	20.7	13.6	9.9	15.9	11.8	3.5	9.2	5.4
平成29年度	12.1	18.4	14.3	12.6	15.9	13.6	4.4	8.9	5.9
平成30年度	9.9	22.5	14.2	13.7	16.3	14.5	5.7	9.3	6.8

※ 文部科学省による「平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び神奈川県が実施した「平成 30 年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」の調査結果から横須賀市が独自に算出した数値を一部掲載しています。

※ 神奈川県、全国についても、公立学校のための数値となっています。

学年別加害児童生徒数(横須賀市)

年度	小1(人)	小2(人)	小3(人)	小4(人)	小5(人)	小6(人)	中1(人)	中2(人)	中3(人)
平成27年度	3	12	22	5	23	17	47	89	29
平成28年度	1	17	11	8	20	18	73	67	103
平成29年度	12	23	32	21	15	30	41	92	62
平成30年度	14	16	38	25	34	20	87	80	58

暴力行為内訳(横須賀市)

年度	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊	
	小学校(件)	中学校(件)	小学校(件)	中学校(件)	小学校(件)	中学校(件)	小学校(件)	中学校(件)
平成27年度	16	37	100	99	0	2	7	39
平成28年度	43	32	127	117	0	1	14	62
平成29年度	35	25	175	107	0	2	15	49
平成30年度	29	23	136	144	6	0	10	48

暴力行為の発生件数は横ばいの状況ですが、1000 人あたりの発生件数は、全国と比べて高く、学年別加害生徒は、小学校中学年以下で増加傾向にあります。暴力行為の内訳は、生徒間暴力が多くを占めています。

本市の市立小中学校における暴力行為の発生件数は、小学校では前年比 44 件減少で 181 件、中学校では前年比 32 件増加で 215 件、全体では前年度より 12 件減少して 396 件でした。全体でみると横ばいの状況ですが、1000 人あたりの発生件数で比較すると、全国を上まわっていることが分かります。学年別加害児童生徒数を見ると、毎年学年ごとの増減はありますが、小学校中学年以下の増加傾向が見られます。

この要因としては、怪我につながった等の大きな暴力行為だけでなく、学校生活で起こる子ども間のトラブルから発生した軽く叩く・軽く蹴る等の小さな暴力行為も見逃さずに計上していることがあげられます。

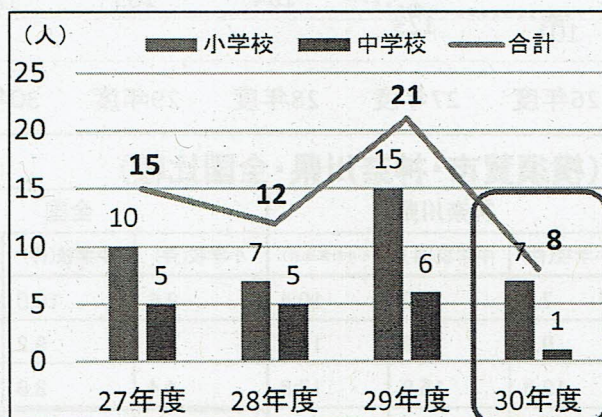
小学校中学年以下の暴力行為の増加は、情緒面の発達の違いから自分の思いや気持ちを言葉でうまく表現することができずに暴力の形で出てしまう子どもや、「怒り」の感情をコントロールする力が未熟なため衝動的に暴力行為に及んでしまう子どもが増加していることが考えられます。

中学生の暴力行為が増加している要因は、発達段階として他者と比較しながら自分自身を客観的に見つめるこの時期に、自己肯定感が保てなくなったり、他者とのコミュニケーションをうまくとれなかったりして「怒り」や「イライラ」の感情をコントロールすることができないことが考えられます。

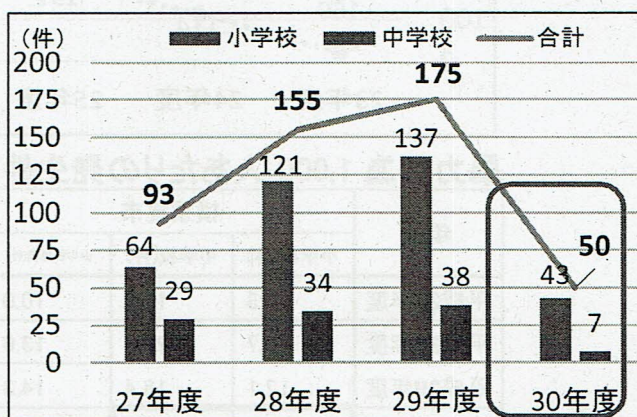
暴力行為の内訳から本市では生徒間暴力が多いことから、上記の要因がうかがえます。

暴力行為を繰り返す(5件以上)児童生徒について(横須賀市)

児童生徒数



発生件数



加害児童生徒数は増加していますが、繰り返し暴力行為を行う児童生徒数は減少しています。

本市では暴力行為を複数回起こす児童生徒は減少しています。これは、各学校が対象児童生徒の抱えている課題の背景を把握して繰り返し指導や支援を行ってきた成果だと考えられます。

繰り返し暴力を起こす児童生徒については、その背景に「規範意識の低さ」や「友だちとの人間関係をうまく構築できないこと」等の本人の課題、「家族関係のなかでのストレスや葛藤」等の家庭における課題、「授業の内容が理解できないこと」や「人間関係づくり」等の学校での課題が複雑にからみあっています。

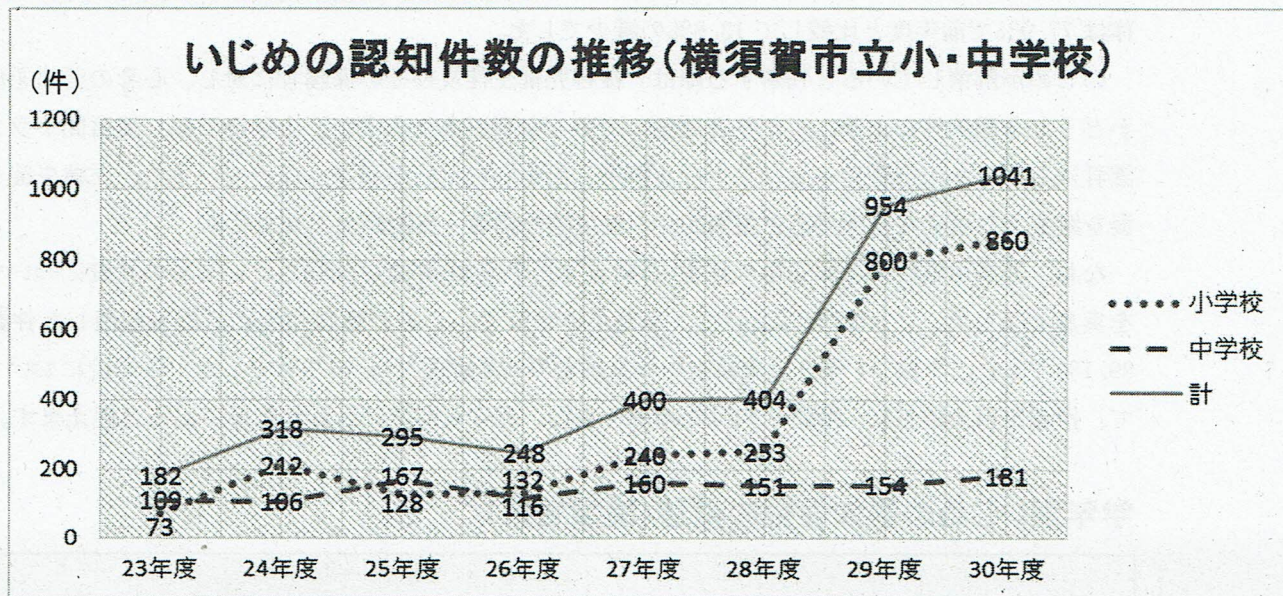
今後の方策として、学校では、暴力行為の未然防止のための支援と児童生徒間でトラブルが起きたときのきめ細かな指導を合わせ、今後も引き続き行っていく必要があります。

加害も被害もどちらも成長過程にある未熟な子どもです。教員の日常的な指導とカウンセリングマインドは欠かせません。各学校に配置している相談員が児童生徒に対し支援的な関わりを持つことやスクールカウンセラーによる心理的側面の見立て、スクールソーシャルワーカーによる環境的側面への見立て等を合わせ、校内体制で児童生徒理解を図ることが必要です。保護者と協力して、子どもの成長を見守ることも大切です。

教育委員会はそれぞれの事案に応じて未然防止と対応策への指導助言を行うとともに、外部関係機関連携のサポートや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進します。

2 いじめについて

いじめの認知件数の推移(横須賀市)



認知件数、解消率、1,000人あたりの件数(横須賀市・神奈川県・全国)

年度	区分	横須賀市			神奈川県			全国		
	校種	小学校	中学校	小中計算値	小学校	中学校	小中計算値	小学校	中学校	小中計算値
平成28年度	件数(件)	253	151	404	10,607	3,459	14,066	233,668	68,291	301,959
	解消率(%)	81.8	64.9	75.5	80.9	82.0	81.2	91.2	88.9	90.7
	1,000人あたり(件)	13.4	14.8	13.9	23.5	16.6	21.3	36.7	21.7	31.7
平成29年度	件数(件)	800	154	954	15,680	3,907	19,586	311,322	77,137	388,459
	解消率(%)	94.0	79.9	91.7	78.1	79.5	78.4	86.4	83.9	85.9
	1,000人あたり(件)	43.0	15.5	33.4	34.8	19.0	29.9	49.0	25.0	41.2
平成30年度	件数(件)	860	181	1,041	20,155	4,661	24,816	421,116	93,921	515,037
	解消率(%)	75.8	87.8	77.9	76.1	76.7	76.2	84.7	82.8	84.3
	1,000人あたり(件)	47.0	18.9	37.3	44.7	23.2	38.1	66.5	31.2	55.1

※ 国は、いじめが「解消している」状態について、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3カ月)継続していること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることという2つの要件を示しています。神奈川県もこれに基づいて調査を実施しています。

※ 平成29年3月「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定により、いじめの定義が明確となり積極的な認知が求められるようになりました。このため平成29年度は本市でも認知件数が倍増しています。

※ 小中計算値とは、件数は合計値、解消率は割合、1000人あたりの件数は小中学校の1000人あたりの認知件数を表します。

※ 文部科学省による「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び神奈川県が実施した「平成30年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」の調査結果から横須賀市が独自に算出した数値を一部掲載しています。

※ 神奈川県、全国についても、公立学校の数値となっています。

積極的な認知により、本市の認知件数は増加していますが、全国との比較では、少ない現状です。

本市小中学校におけるいじめの認知件数は、前年度より87件増加し1,041件でしたが、児童生徒1,000人あたりの認知件数は、全国よりも小学校は19.5件、中学校は12.3件少なくなっています。

本市のいじめの認知件数は、平成29年度と比較して平成30年度はゆるやかな増加となりました。軽微なこと、1回限りのこと、けんかやふざけ合いとされることがあったとしても、児童生徒が心身の苦痛を感じたかどうかに着目し、積極的にいじめを認知することが、解消に向けた組織的な対応につながっています。

実際には、学校ごとの認知件数に、ばらつきがあるため、今後も、いじめに関する研修や情報交換の場を

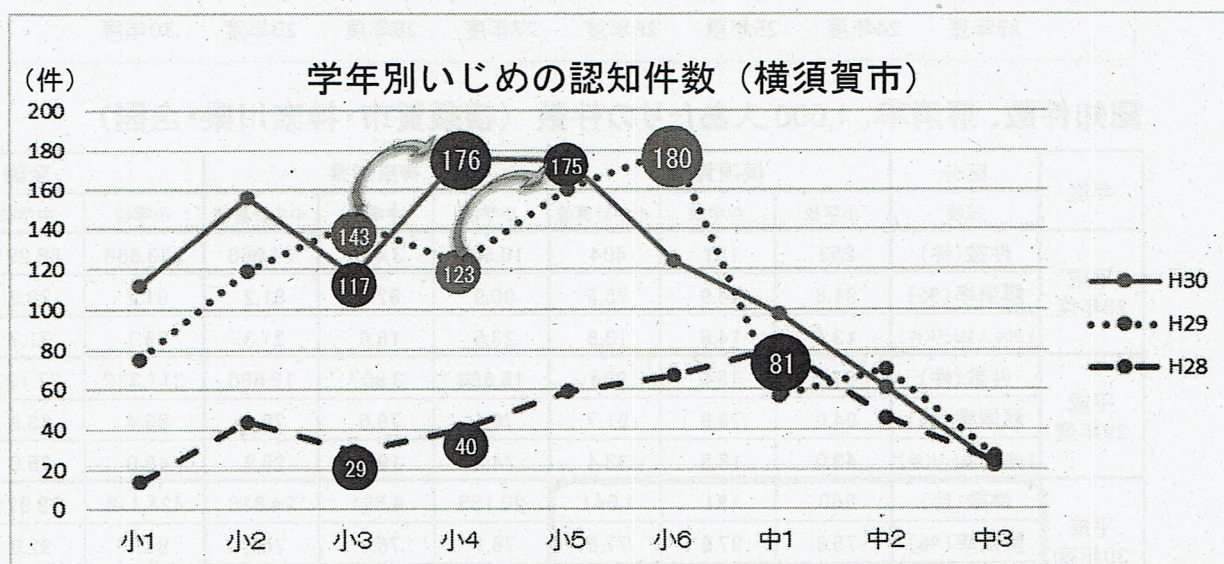
設定する等、いじめの定義の周知、未然防止の取組や事案発生時の的確な判断と組織的な対応のための取組を継続する必要があります。

平成 30 年度のいじめの解消率は、小学校 75.8%（前年比 18.2%減）中学校 87.8%（前年比 7.9%増）全体は 77.9%で前年度と比較して 13.8%の減少でした。

いじめが解消していると判断する際は、被害児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によりしっかりと確認していく必要がありますが、小学校では、児童間トラブルがその保護者にも何らかの影響を与え、なかなか解消に至らないケースが多くなっています。児童生徒や保護者の立場を踏まえた適切な初期対応と組織的かつ継続的な指導・支援が欠かせません。

なお、神奈川県は、令和元年 7 月 19 日時点での平成 30 年度に認知したいじめの状況について独自に調査を実施しました。この調査において、本市小中学校のいじめの認知件数に占める解消した件数の割合は、89.1%でした。平成 31 年 3 月末時点での文部科学省版調査では 77.9%でした。各学校において年度を越えて、情報が引き継がれ、解消に向けた指導・支援、見守りが続けられた結果であると捉えます。

学年別いじめの認知件数の推移(横須賀市)



認知件数のピークが、中学校1年生から小学校4年生に動いています。

学年別に認知件数を見ると、認知件数のピークが平成 28 年度は中学校 1 年生でしたが、平成 30 年度では小学校 4 年生へと動いています。また、平成 29 年度から平成 30 年度の同集団の変化を見ると、4 年生と 5 年生に学年が上がった際に増加が見られます。

小学校中学年では、少しずつ自分のことを客観的に捉えられるようになっていきます。しかし、他者と自分を比較する中で、劣等感を持ちやすくなる時期でもあります。また、この時期には、集団のルールを意識を理解し、自分たちで主体的にルールを作り、守るようになっていきます。

他者と人間関係を築いていくことを学ぶこの時期に、学校では自己肯定感の醸成を心がけるとともに、自分の思いを伝えつつ相手の思いを受け止めたり、自分の感情をコントロールしたりすることについて重点的に指導することが重要です。また、家庭においては幼児期から家族とのふれあいや子ども同士の遊びを通して、子どもが自制心や対人関係を築く力を身に付けられるよう意識していくことが大切です。

教育委員会では P T A 協議会等との連携を図り、子どもの情操教育について学校や家庭、地域への働きかけをしていきます。

いじめの態様(横須賀市)

区 分	小学校		中学校	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	494	57.4	105	58.0
②仲間はずれ、集団による無視をされる	138	16.0	27	14.9
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	165	19.2	23	12.7
④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	34	4.0	9	5.0
⑤金品をたかられる	4	0.5	2	1.1
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	34	4.0	13	7.2
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	30	3.5	14	7.7
⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる	10	1.2	17	9.4
⑨その他	40	4.7	4	2.2
いじめの認知件数	860 件		181 件	

※ 1 件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合は、複数回答可となっています。

※ 構成比は各区分における認知件数に対する割合であり、合計は 100%にならないことがあります。

年齢が上がるにしたがって、見えにくい形のいじめが増える傾向があります。

いじめの態様については「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が、小学校、中学校ともに最も多くなっています。また、小学校と中学校の各様態の構成比の変化から、年齢が上がるにしたがって発覚しにくいと考えられる態様に移行していることが伺えます。

各学校におけるいじめ問題に対する日常的な取組

(横須賀市立小学校:46 校 横須賀市立中学校:23 校)

区 分	小学校		中学校		計	
	回答数(校)	割合(%)	回答数(校)	割合(%)	回答数(校)	割合(%)
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	46	100.0	23	100.0	69	100.0
いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	28	60.9	14	60.9	42	60.9
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	46	100.0	23	100.0	69	100.0
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	29	63.0	19	82.6	48	69.6
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	38	82.6	20	87.0	58	84.1
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	46	100.0	23	100.0	69	100.0
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	46	100.0	23	100.0	69	100.0
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	21	45.7	17	73.9	38	55.1
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	11	23.9	11	47.8	22	31.9
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した。	46	100.0	23	100.0	69	100.0
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	46	100.0	23	100.0	69	100.0
学校いじめ防止基本方針に定められているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	46	100.0	23	100.0	69	100.0

教職員、児童生徒、保護者、地域の方々が一体となって、いじめ問題に取り組むことが大切です。

学校におけるいじめの問題に対する日常の取組として、「いじめの問題に関する校内研修会を実施した。」について、60.9%と低い割合でした。校内研修は、いじめの起きにくい学校づくりのために欠かすことのできない取組です。いじめの定義や学校いじめ防止基本方針等を再確認し、未然防止の視点を含め、組織的な対応ができるよう校内研修を充実させる必要があります。例えば、校内研修に指導主事を招請したり、研修資料として「いじめ問題の理解と対応」（平成31年3月改訂・横須賀市教育委員会）を活用したりすることが考えられます。

また、「児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。」について、小学校は昨年度比で15.3%減少しています。児童生徒自身がいじめと主体的に向き合い、学級会や児童会・生徒会などの活動を通して、自分たちの力で未然防止を推進したり解決したりするような取組も強化すべきと考えます。

「PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。」について、小学校で45.7%と低い割合となっています。これは、日常的な保護者との連携が調査の回答に反映されていないことが考えられます。

いじめ問題に対する今後の方策として、学校では引き続き「いじめはどの学校でも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」という基本的な考えに立ち、スクールカウンセラーや相談員等も十分に活用しながら、重篤な事案となる前に積極的に認知し迅速かつ丁寧に対応していくこと、いじめが解消していると判断した後も注意深く見守っていくことが求められます。いじめの背景には、学校生活だけでなく、子どもを取り巻く環境が複雑に影響していることから、事案発生時だけでなく、日常的に家庭と連携することが大切です。また、地域の方や関係機関といつでも連携協力できるよう、日常の中でつながりを作っておくことも重要な視点です。

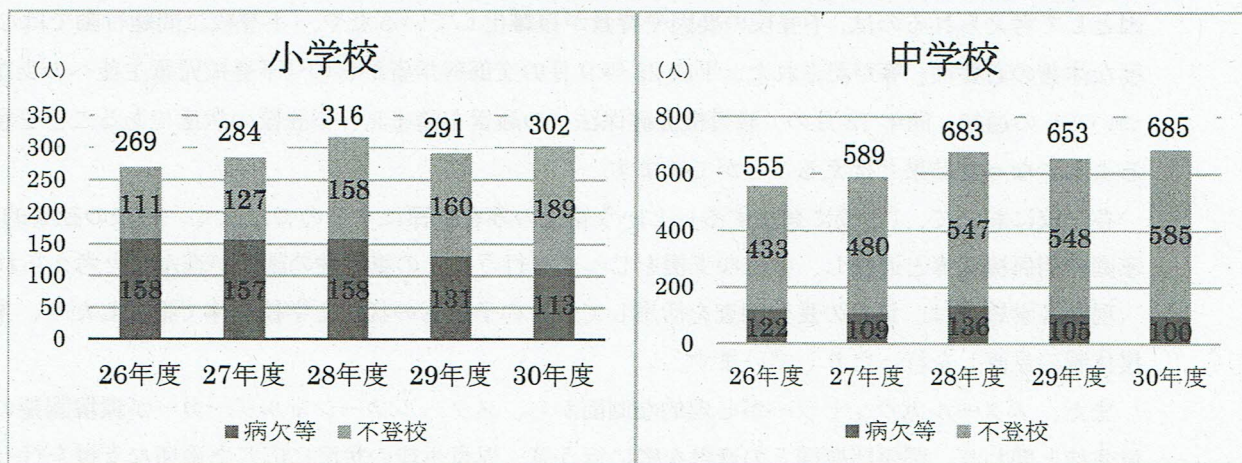
教育委員会では、小学校における児童指導のさらなる充実を図るため、具体の対応方法について児童指導担当者研修講座で扱うとともに、各学校の校内研修でも指導助言を行います。

また、それぞれの事案に応じて未然防止と対応策への指導助言を行うとともに、外部関係機関連携のサポートや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進します。

課題については、校長会や総括教諭等学校運営者連絡会、児童生徒指導担当者研修講座、支援教育コーディネーター連絡会等で共有し、各学校の取組に反映させるよう働きかけを行います。

3 長期欠席・不登校について

理由別長期欠席者(年度間に通算 30 日以上欠席した児童生徒)人数の推移(横須賀市)



長期欠席児童生徒のうち、不登校、病欠等のそれぞれの人数(横須賀市・小中学校合計)

分類	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
不登校(人)	544	607	705	708	774
病欠・経済的理由・その他(人)	280	266	294	236	213
長期欠席(人)	824	873	999	944	987

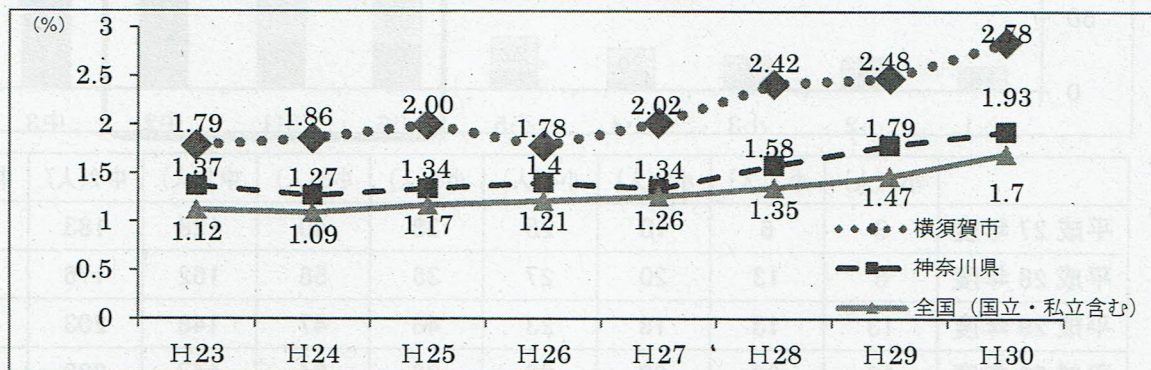
※ 長期欠席… 1 年間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童・生徒

その理由として、「病気」「経済的理由」「その他」「不登校」に分類。

※ 不登校 …何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること(病気や経済的な理由によるものを除く)

(平成 30 年度、長期欠席における不登校の割合 市…78.4% 県…72.3% 全国…68.5%)

不登校児童生徒の出現率(横須賀市・神奈川県・全国)



不登校児童生徒の改善率(横須賀市)

校種	分類	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小中学校	改善率(%)	66.7%	64.1%	56.6%	50.1%	52.5%

※ 改善率 …不登校児童生徒の中で「指導の結果、登校できるようになった児童生徒、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒」を合わせた割合

全国、県と同様に小中学校における長期欠席及び不登校児童生徒数は、前年度に比べて増加しています。

本市の小中学校における長期欠席者数は、昨年より 43 人増加し 987 人でした。そのうち不登校児童生徒は 774 人（前年比 66 人増）、病気等その他の児童生徒は 213 人（前年比 23 人減）でした。

不登校児童生徒の出現率は 2.78%（前年比 0.30%増）で国や県と比較して高い割合です。不登校の増加の要因として考えられるのは、不登校の要因や背景が複雑化している点や、「不登校は問題行動ではないこと」「適度な休養の必要性」等が記された、平成 28 年 9 月の文部科学省からの「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知、同年 12 月の「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、不登校の状態であることを積極的に捉えるようになった結果と捉えることができます。

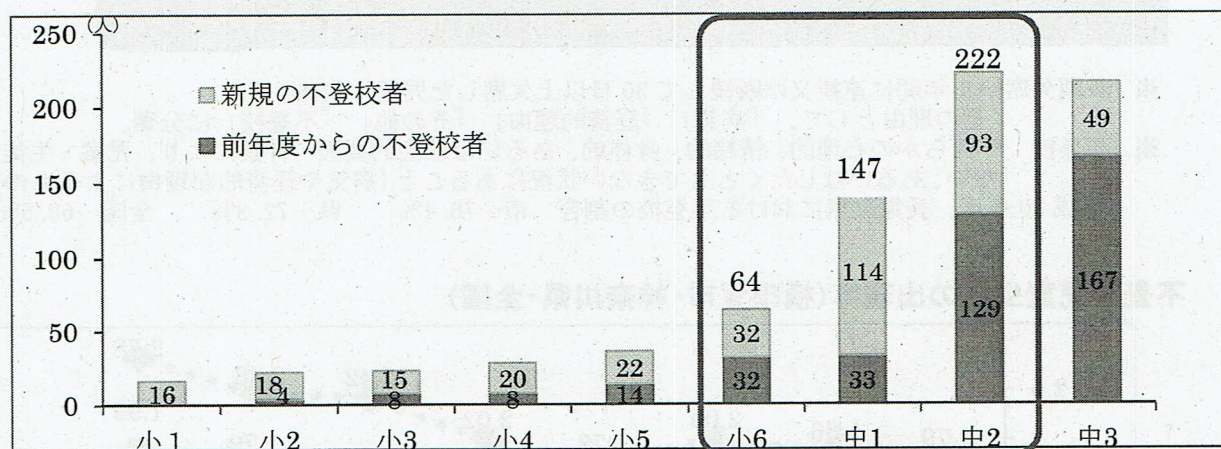
各学校において、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向け、家庭や関係機関等と連携し、多様な支援をじっくり行うことの重要性の認識が進んだと考えられます。

現在各学校では、毎月の長欠調査を活用して個々の子どもの状況を学校全体で把握したり、学校の登校支援体制の見直しを行ったりしています。

また、スクールカウンセラーが心理的な側面から、スクールソーシャルワーカーが環境調整の側面から児童生徒と関わり、関係諸機関との連携を密に行う等、児童生徒の状況に応じた適切な支援を行っています。

教育委員会は、支援教育推進委員会からの答申を受けて各学校から集約中の不登校対応成功事例集をまとめ、各学校が今後の対応の参考とすることができるように進めています。

平成 30 年度学年別不登校児童生徒の人数(横須賀市)



	小1(人)	小2(人)	小3(人)	小4(人)	小5(人)	小6(人)	中1(人)	中2(人)	中3(人)
平成 27 年度	8	6	10	25	38	40	128	183	169
平成 28 年度	6	13	20	27	36	56	162	176	209
平成 29 年度	13	13	18	23	46	47	148	203	197
平成 30 年度	16	22	23	28	36	64	147	222	216

不登校は中学校 1 年生で急増する傾向があり、2 年生ではさらに不登校が増加する傾向が続いています。各学年で進級時には再度登校するようになる子どもが多くなります。

全学年の中で中学1年生での不登校の増加が顕著です。これは、中1ギャップと言われる中学校への適応の難しさの影響もありますが、小学校6年生において、不登校には至らないものの、年間欠席が30日に近い者や別室登校等の児童が潜在化しており（平成30年度、年間欠席日数が15～29日の児童数94名）新規の不登校となっているといえます。小中のより密な支援の引継ぎの必要性がうかがえます。

また、中学2年で不登校がさらに増加しています。「1年次は登校できていたのだけれど、2年次は学習面のつまずきや集団生活に息切れしてしまう」との声が教員から上がっています。

一方で、各学年で進級時には再度登校するようになる子どもがいます。これは、子どもの気持ちの中に進級・進学タイミングで「心機一転頑張ろう」という前向きなエネルギーが生じることを示しています。再度の不登校にならないようなきめ細かな支援が必要です。

中学1年生の不登校数は、平成28年度から2年間で15人の減少が見られます。これは、本市の全中学校区で行われている小中一貫の取組を通して、教職員の小中学校9年間で子どもを育てることや、支援の引継ぎの重要性が意識されてきている成果と考えられます。

要因別不登校児童生徒の人数(横須賀市)

小中全体 での人数 (人)	いじめ	いじめを 除く友人 関係	教職員と の関係	学業の 不振	進路に かかる 不安	クラブ、 部活動 等への 不適応	学校のき まり等を めぐる 問題	入学、転 編入学、 進級時の 不適応	家庭に 係る状況	左記に 該当なし
平成27年度	5	132	11	131	7	10	21	51	250	
平成28年度	3	129	11	100	16	2	31	26	215	275
平成29年度	1	115	23	53	9	4	44	32	227	244
平成30年度	3	170	18	97	45	12	18	9	300	264

※ 要因は、学級担任など当該児童生徒の状況をもっとも把握することができる教職員が、本人や保護者の意見を踏まえ、スクールカウンセラー等の専門家を交えたアセスメントを行って決定。複数回答可。
※ 「左記に該当なし」は学校及び家庭に係る状況に該当がない場合であり、不登校が長期化してしまい、その要因が分からなくなっているケースなどが考えられます。

全国、県と同様に小中学校ともに、「家庭に係る状況」「いじめを除く友人関係」「学業の不振」が主な要因です。

現在学校では、「家庭に係る状況」を要因とする児童生徒の支援については学校だけでは対応が困難であり、関係諸機関との連携の強化や、スクールソーシャルワーカーによる環境面の見立てに基づいた環境調整、保護者支援等を行っています。

「いじめを除く友人関係」では、コミュニケーションスキル等、児童生徒の実態を把握したうえで、学校生活のあらゆる場面で、一人一人に活躍の場や役割を用意し、すべての児童生徒が存在感を得られる「居場所づくり」や、豊かな人間関係づくりを後押しする「絆づくり」を推進しています。

「学業の不振」を要因とする児童生徒の支援については、子どもがどこで躓いているかを把握して、自尊心を損なわないような適切な支援を行うことやユニバーサルデザインの視点を取り入れた「わかる授業」を工夫する等の取組を行っています。

学校では、担任のほか、相談員による家庭訪問や相談室での個別支援が行われています。さらに教育相談を経て市内5か所7教室の「相談教室」（平成30年度通室数96人、うち復帰数5人、部分復帰数46人）に通室し、学校との連携を図って改善につなげる取組を行っています。

欠席日数別不登校児童生徒の人数（横須賀市）

	欠席日数	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小 学 校	30～89日	92人(58.2%)	87人(54.4%)	108人(57.1%)
	90日以上	66人(41.8%)	73人(45.6%)	81人(42.9%)
	出席10日以下	14人	8人	7人
	出席0日	3人	2人	1人
	合計人数	158人	160人	189人
中 学 校	30～89日	232人(42.4%)	234人(42.7%)	226人(38.6%)
	90日以上	315人(57.6%)	314人(57.3%)	359人(61.4%)
	出席10日以下	38人	49人	62人
	出席0日	11人	13人	21人
	合計人数	547人	548人	585人
全 体	30～89日	324人(46.0%)	321人(45.3%)	334人(43.2%)
	90日以上	381人(54.0%)	387人(54.7%)	440人(56.8%)
	出席10日以下	52人	57人	69人
	出席0日	14人	15人	22人
	合計人数	705人	708人	774人

欠席日数が90日以上の不登校児童生徒の割合及び、中学校における出席日数10日以下の人数が増加しています。

※ 年間90日以上欠席の割合

市 …小学校 42.9% 中学校 61.4% 全体 56.8%

県 …小学校 45.9% 中学校 65.2% 全体 59.5%

全国…小学校 44.7% 中学校 63.2% 全体 58.1%

中学校における不登校は、欠席日数が増加する傾向があるといえます。

登校日数を含め、それぞれの不登校児童生徒の状況に応じた支援策が必要です。例えば、欠席日数が30～89日と、ある程度学校に登校ができる状況にある児童生徒に対してならば、本人の不安等を確認しながら、参加できる授業を増やしたり、別室登校、時差登校など、学校でできる支援策を提案したりしながら「学校への登校を増やす」等の支援が考えられます。

一方で、出席日数が10日以下の児童生徒に対しては、家庭訪問で担任が本人・保護者とつながりを持つことからの支援が考えられます。その背景に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職が関わり、教職員とともに支援策を検討し、学校に戻すことを急ぐのではなく、市内5か所の相談教室やフリースクールなど、学校外の学びの場を紹介するなどの支援も考えられます。

今後の方策として、教育委員会は平成30年度支援教育推進委員会の答申である、「未然防止」「早期発見・要因分析・初期対応」「不登校となった児童生徒への継続的な支援」の3つの柱について取組を進めます。

その具体として、学校では、学校生活のあらゆる場面で、一人一人に活躍の場や役割を用意したり、すべての児童生徒が存在感を得られる「居場所づくり」や、豊かな人間関係づくりを後押しする「絆づくり」を

図ること、また「わかる授業」を工夫したりするなど、全教職員の共通認識のもと「不登校の未然防止となる魅力ある学校づくり」を推進します。

また、毎月の長期欠席調査を各学校で今後も継続して活用し、不登校の傾向が出てきている児童生徒、前年度から継続しての不登校の児童生徒に対し、要因分析を行い、現在の支援策の状況を再確認して個に応じた支援策を再構築・実施します。

特に、学年が上がるタイミングで教室に復帰した児童生徒については、本人の意思を尊重しながら、短期目標、長期目標を設定し、前向きな気持ちを持ち続けられるよう支援を継続します。

改善が見られた各校の成功事例を集約し今後の不登校対策に生かしていきます。